

流通・取引慣行ガイドライン改正動向を踏まえた 契約・取引の場面における『独占禁止法』の考え方と実務的対応のポイント

本年のセーフハーバーの改正を踏まえた実践的な解説!

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2016年 6月 22日(水) 14:00~17:00

企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、営業管理部門などの関連部門のご担当者

*講師とご同業、同職種の方は、ご参加いただけない場合がございます。予めご了承ください。

森・濱田松本法律事務所 弁護士 池田 毅 氏

2002年京都大学法学部卒業。03年弁護士登録。05-07年公正取引委員会事務総局審査局勤務。08年カリフォルニア 大学バークレー校スクール・オブ・ロー卒業。Kirkland & Ellis 法律事務所(シカゴオフィス)での勤務を経て現在に至る。ニューヨーク州・ カリフォルニア州弁護士登録。国内外の独占禁止法、景品表示法、贈賄規制法等を主に取扱う。

『ビジネスを促進する独禁法の道標』(共編著)(レクシスネクシス・ジャパン、2015年)、「課徴金導入後の景品表示法に関する

FAX ▶ 03-5215-0951 《申込書送付先》

※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(

税込 · 資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

34,560円(本体価格 32,000円) — 般 37,800円(本体価格 35,000円)

	161076-0303 (※)	契約・取引の場面にお	さける []独占禁	禁止法』の考え方と実務的対応
ふりがな 会社名					
住 所	Ŧ				
TEL			FAX		
ふりがな ご氏名				所 属 職	
E-mail					

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■参加要領:申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間 10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102 - 0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2 F

・プログラム・

■開催にあたって■

再販売価格の拘束や拘束条件付取引など、日々の契約において問題となる独禁法上の考え方を定めた「流通・取引 慣行に関する考え方」(流通取引慣行ガイドライン)は、平成3年の制定以来初めての実質的改正が昨年行われ、今 年には実務での関心が高いいわゆるセーフハーバーの引き上げが行われました。公正取引委員会は、本年2月に研 究会を設置し、同ガイドラインのさらなる改正を進めることが見込まれています。同ガイドラインは、独占的供給義務や 競業避止義務の設定、オンライン取引に対する規制など、日常的な契約・取引の場面における独占禁止法の適用を 定めるものであり、企業法務において常に意識する必要のある重要なガイドラインです。しかしながら、契約・取引の場 面における独占禁止法の適用は、価格カルテルなどの明白な独禁法違反行為と異なり、合法・違法の判断が微妙 で、多くの企業法務担当者が苦手とるところでもあります。本セミナーでは、公正取引委員会に任期付職員として勤務 し、取引関係における独占禁止法の適用についての多数の著作も有する講師が、ガイドライン改正の背景や内容を踏 まえたうえで、契約・取引における独占禁止法の適用について、基本的な知識と考え方を、具体的事例を用いて分か りやすく説明します。ガイドラインの根本を理解することにより、独禁法のガイドラインを「使いこなす」ことを目指します。

■プログラム■

- 1. 取引に関する独禁法の法体系
 - (1)私的独占と不公正な取引方法の関係
 - (2) 関連するガイドラインはどのようなものがあるか
 - (3) 一定の取引分野(市場画定)の考え方
- 2. 流通・取引慣行ガイドライン改正
 - (1) 背景知識として知っておくべきガイドライン改正に至る経緯
 - (2) ガイドライン改正の概要とその意義
- 3. 行為類型ごとのガイドラインの考え方
 - (1) 再販売価格の拘束
- (2) 販売方法と販売先の拘束
- (3)排他的取引・リベート
- (4) 取引拒絶と取引自由の原則 など
- 4. 応用的論点の考え方
 - (1) インターネット販売の制限の考え方
 - (2) 外国との取引における拘束の考え方
- 5. 実務における留意点・対応策

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい!